

労働委員会 (都道府県)	行政 型	厚生 労働 省	昭和 21年	不当労働行 為、労働争議 等労使間の 集団的紛争 (集団的労使 紛争)	不当労働行 為:命令 労 働争議:幹 旋、調停、仲 裁	不当労働行 為:公益委員 労働争議:幹 旋は幹旋員、 調停は調停 委員会(公労 使三者構成。 労使代表は 同数)、仲裁 は仲裁委員 会(公益委員 又は特別調 整委員の中 から労働委 員会会長が3 名を指名)	不当労働行 為:初審新規 申立384件 労働争議:新 規576件	不当労働行 為:初審642 日 労働争議:幹 旋48.8日、調 停30.4日、仲 裁47.5日	HP、年報に より事件数等 を公表	都道府県予 算	無料
労働委員会 (都道府県)	行政 型	厚生 労働 省	平成 13年 以降	個別労働関 係紛争(ただ し全都道府 県で実施して いるものでは なく、各都道 府県の判断 により実施。 平成14年1月 現在で26都 道府県が実 施。)	あっせん	あっせん員 (地方労働委 員会公益委 員、労働者委 員、使用者委 員、事務局職 員等)	制度が施行 されて1年未 満なので統 計は未集計	制度が施行 されて1年未 満なので統 計は未集計	HP、機関誌 等	都道府県予 算	無料
農業委員会、 都道府県知 事	行政 型(農 地法)	農林 水産 省	昭和 45年 (農地 法の 一部 改正)	農地又は採 草放牧地の 利用関係の 紛争(農地法 第43条の2、 43条の5)	仲介	農業委員会 (会長が指名 した3人の仲 介委員)、都 道府県知事 (知事が指定 した場合は、 指定を受けた	464件(農業 委員会455 件、都道府県 知事9件)	N. A.	非公開	政府予算	無料

						小作主事又 は職員)					
都道府県知 事又は農林 水産大臣に よるあっせ ん・調停	行政 型(酪 農及び肉 用牛生 産の振 興に関 する法 律)	農林 水産 省	昭和 34年	生乳等取引 契約に関 する紛争 (酪農及 び肉用牛 生産の振 興に関 する法 律第20 条～第 24条)	幹旋、調停	都道府県知 事農林水産 大臣(法第 24条)	0件(累計)	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
都道府県農 業共済保 険審査会	行政 型	農林 水産 省	昭和 22年	農業災害補 償制度に基 づく保 険に関 する事 項につ いて(農 業災害 補償法 第143 条の2)	審査	各都道府 県知事(会 長)、各都 道府県の 局長3名、 農業共済 組合の組 員又は共 済事業を 行う市町 村との間 に農作物 共済等の 共済関係 の存する 者3名、学 識経験者 3名	なし(昭和 46年に1 度開催)	N. A.	非公開	都道府県予 算	無料
都道府県知 事又は農林 水産大臣に よる裁定	行政 型(土 地改良 法)	農林 水産 省	昭和 59年	土地改良区 又は土地 改良区連 合による 土地改良 施設の他 用途施設 との兼用 に関する 関係者 との協議 が不調	裁定	都道府県、 農林水産 省(地方 農政局を 含む。)	国:0件 都道府県: 国として は統計を 行っていない	国:統計なし 都道府県: 国として は統計を 行っていない	国:なし 都道府県: 国として は把握し ていない	都道府県予 算、政府予 算	国:無料 都道府 県:国 として は把握 してい ない